

秋田県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次の都市計画区域を廃止する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

都市計画区域の名称 上小阿仁都市計画区域

（関係図面は、省略し、秋田県建設部都市計画課及び秋田県北秋田地域振興局建設部用地課並びに上小阿仁村建設課に備え置いて縦覧に供する。）